

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： どリーむハウス 企業主導型保育ひよこ	種別： 企業主導型保育所	
代表者氏名： 名倉 沙也花	定員（利用人数）： 18名（18名）	
所在地： 愛知県半田市星崎町2-201-10		
TEL： 080-9723-3198		
ホームページ： https:// dreamhouse - hoa.com		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成29年 5月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 特定非営利活動法人どリーむハウス		
職員数	常勤職員： 5名	非常勤職員： 14名
専門職員	（保育士） 12名	（事務員） 1名
	（子育て支援員） 1名	（看護師） 2名
	（調理員） 3名	
施設・設備の概要	（居室数） 3室	（設備等） 調理室、事務室

③理念・基本方針

★理念

次の世代を担う子どもたちの成長や発達を保証するために、子ども一人ひとりを受けとめ、情緒の安定を図り、自己を十分に発揮できる環境を整える。
また、家庭や地域社会、職員同士が連携し、相手の立場を尊重することで信頼関係を構築することを基本理念とする。

★基本方針

日々の遊び、体験の中での、葛藤、矛盾、達成感を大切にし、人として生きる力につなげる。
家族とのコミュニケーションを密にしながら、保護者との安定した関係を構築する。
子どもと同じ目線でものを見ることで、相互関係を大切にし情緒の安定をはかる。
子どもと信頼し合える関係をつくることで、人とかかわる能力を伸ばす。

④施設・事業所の特徴的な取組

法人の業務を理解し、法人内の部署で働く職員が安心して子どもを任せられる園となっています。業務内容で長期休み（夏休み、冬休みなど）で職員の勤務体制が変わることに柔軟に対応しています。

法人業務の内容から保育の活動時間が一般的な保育園より遅いことが課題であったが、年々の園の状況を見て改善し、子どもたちにとって最適と感じられる保育の流れを作っています。その中で季節を感じたり、家庭で感じる安心感の雰囲気大切にしています。家庭的な雰囲気であるから子どもたちも嫌がらず登園していますと保護者からもお言葉をよく頂きます。

保護者が法人関係者であることから意見や要望が言いにくいことも想定される中で、アンケートを実施し意見や要望を言いやすい雰囲気になっていると感じています。法人での管理者会議に事業所の管理者が参加し、他部署との交流も大切にしています。

保育士不足が問題とよくニュースではやっていますが、当事業所は離職率も低く保育士不足とは言わない状況であります。子育て中の保育士さんも多いが子育て中の保育士さんも支えられる保育現場を目指し保育士の配置には余裕をもって配置しています。保育の中で記録はとても必要であるが過剰な記録、重複するような記録とならないよう見直しを図り様式の改善を繰り返しています。また、保育システム「コドモン」を導入して保育士の事務業務のスリム化、保護者の連絡のしやすさも配慮しています。その為、ノー残業、ノー持ち帰りの仕事として業務を進めています。

企業主導型保育事業は育成協会の監査が1年に1度あり、細かいところまでの指摘やアドバイスを頂きけるため、年々改善をして進化している園と感じています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年12月20日（契約日）～ 令和 4年 4月27日（評価確定日） 【令和 4年 3月 4日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆厳しい監査に耐えうる体質

「無認可」の保育所ではあるが、県や市による監査以上に厳しい児童育成協会の監査を毎年受けている。そこでの指摘事項の一つひとつクリアし、年を経るごとに指摘事項が減少している。「1年に一つの改善」をモットーとして事業運営を行っている。

◆コロナ禍対応

コロナ禍によって、前年度は多くの園行事が中止になった。今年度、コロナの収束を待つことなく、規模を縮小したり形を変えて実施する等、様々な工夫を凝らして子どもや保護者の要望や期待に応えている。春の保育参観は、3密を避けるためもあって、地域の公園に集合して子どもと保護者が楽しいひと時を過ごした。秋の運動会は規模を縮小し、「運動会ごっこ」として実施した。

◆働きやすい職場環境の実現

管理者の唱える「残業なし」、「持ち帰り仕事なし」が実現しており、有給休暇の取りづらさも感じられない。ワーク・ライフ・バランスに配慮して、子育て中の職員の短時間勤務や急な休暇にも対応している。それらの柔軟な対応によって、独身職員の負担増となることが無いよう、特に注意を払っている。管理者が保育の現場に入って、勤務シフトの穴を埋めることもある。職員は楽しんで保育しており、働きやすい職場環境は整っている。

◆子どもを中心とした保育

「大人ができることは大人がすればよい」との思いで、職員が流していく保育ではなく、子どもの意思表示を待つ、子どもが選択できる、無理強いしないなど、子どもを中心とした保育が行われている。その根底には、管理者と職員の「生きる力を育てる」との強い思いが根付いている。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画、事業計画の策定

法人としての成長が著しく、事業展開も急である。法人としても、管理者としても、将来的な夢や課題を持つてはいるが、明文化されたものはない。管理者の目指す3年後、5年後の園のあるべき姿を、中・長期計画として明文化することが求められる。それに沿い、単年度の事業計画は、保育内容(指導計画)に加え、施設整備や行事計画、保護者対応、職員育成(研修計画等)、安全衛生管理(防災訓練計画等)、地域交流等々、子どもの「生きる力を育てる」ための主要なファクターに関しての活動方針や年間計画を作成することが望ましい。

◆文書を活用した取組み

保育場面では、適時の対応が求められるため、職員自身が文書(マニュアル等)で確認するより、先輩に聞くことが優先されがちである。しかし、保育の基盤になっているマニュアルや規約について理解することは、職員自身の保育の自信にも繋がるため、文書を活用した研修や勉強会等を実施することが望まれる。保育の質の向上が図られることと併せ、職員の育成にも繋がってくる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

5年かけて色々改善してきたことが間違っていなかったと確認ができて、よかったです。その中で、課題をぼんやりとは思いつかんでいたのが、具体的に何をすれば質の向上につながるかが分かりました。今の施設のいいところを理解した上で、改善や今後の質の向上につながることをたくさん教えてもらえました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ・b・c
＜コメント＞ 開設から5年目を迎えた企業主導型保育所であるが、「生きる力を育てる」との強い信念を持った管理者の下、職員一丸となった保育が展開されている。3密を避けるために、入園1ヶ月前に保護者との個別の面談を行い、入園説明会に替えている。保護者の半数以上が法人の職員であることから、十分に理念の周知が図られており、アンケートでは91%の保護者が、理念の周知を肯定した。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ・b・c
＜コメント＞ 上部管理団体である児童育成協会から様々な情報提供があり、円滑な園運営の大きな支えとなっている。5年前、新しい事業形態であることから「0からの出発」となったが、園の開設にあたっては管理者が先行する同業の他法人保育所を多数見学し、顕在化している課題や潜在的な課題を十分に把握した上で園運営にあっている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ・b・c
＜コメント＞ 「無認可」という言葉が与える社会通念から、認可保育園との「壁」の高さを実感している。しかし実情は、県や市による行政監査以上に厳しい児童育成協会の監査を受けており、指摘・指導事項を改善しながら着々と体制を固めている。認識している課題はいくつかあるが、計画的に「毎年一つ」を改善する方針を立てている。今年度の改善課題は、「消毒機材の完備」である。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・b・Ⓒ
＜コメント＞ 法人としての成長が著しく、事業展開も急である。法人としても、管理者としても、将来的な夢や課題を持ってはいるが、明文化されたものはない。法人内では、企業主導型保育所や認可小規模保育所の増設、3～5歳児対象の保育園の新規開設等々が検討されている。管理者の目指す3年後、5年後の園のあるべき姿を、中・長期計画として明文化することが求められる。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・b・Ⓒ
＜コメント＞ 中・長期計画が策定されていないことから、単年度の事業計画も策定されていない。保育内容(指導計画)に加え、施設整備や行事計画、保護者対応、職員育成(研修計画等)、安全衛生管理(防災訓練計画等)、地域交流等々、子どもの「生きる力を育てる」ための主要なファクターに関しての活動方針や年間計画を作成することが望ましい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画として形の整ったものは作成されていないが、「全体的な保育の計画」や「入園のしおり」、「重要事項説明書」等から、園の方針や取組みが読み取れる。これらの作成にあたっては、一部職員の意見の反映はあるものの、ほとんどが管理者の手になるものである。今後、事業計画を作成、見直しを行う際には、より多くの職員が参画することを期待したい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 保護者アンケートでは、多くの保護者が「事業計画の保護者周知」に関して肯定的な回答を寄せたが、単に「行事計画」に限っての判断と思われる。保護者の大きな関心事や興味の対象は「行事」であろうが、それに留まらず、園の目指す保育(事業計画)を分かりやすく保護者に伝えることが望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 年に2回、職員は「自己評価チェックシート」を使って自らの保育を点検している。それを基に管理者と面談を行い、職員個々の改善点や目指すべき方向性を共有している。しかし、「自己評価チェックシート」の結果を集計・分析する仕組みはなく、園全体の課題を抽出して改善し、保育の質の向上を図る取組みとはなっていない。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 児童育成協会の監査で得られた指摘・指導事項は即座に改善し、また監理者が改善課題と考えている事項は優先順位をつけて「毎年一つ」の改善を実施している。今後は、職員の実施する「自己評価チェックシート」の結果分析や、今回受審した第三者評価からの気づき等も、改善のための検討事項に加えることが望ましい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>「運営規程」に管理者の権限や役割が記載され、組織図によって管理者の責任の範囲が明確になっている。管理者は、毎月発行される「ひよこだより」で自らの考え方や保育にかける思いを述べている。ただ、管理者不在時の災害時等における権限委任先が明示されたものがない。実質的には主任がその役割を担うと思われるが、法的能力を担保するためにも、権限委任先を明文化しておくことが求められる。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	Ⓐ	b・c
<p><コメント></p> <p>制度的にも新しい事業種別であり、県や市の監査よりも厳しい児童育成協会の定めた基準に照らして運営を行っている。児童育成協会の監査の厳しさは一般の職員にも伝わっており、法令を遵守して事業運営を行うことの重要性は園全体に行きわたっている。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって、前年度は多くの園行事が中止になった。今年度、規模を縮小したり形を変えて実施する等、様々な工夫を凝らして子どもや保護者の要望や期待に応えようとしている。春の保育参観は、3密を避けるためもあって、地域の公園に集合して子どもと保護者が楽しいひと時を過ごした。秋の運動会は規模を縮小し、「運動会ごっこ」として実施した。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	b・c
<p><コメント></p> <p>コドモンの導入によって業務の効率化が図られ、勤務シフトにも余裕が出てきている。「残業なし」、「持ち帰り仕事なし」は、管理者が強い拘りを持って取り組んでいる部分であり、働きやすい職場づくりに一役買っている。処遇改善加算も取れている。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>将来的な事業展開が法人幹部の頭の中だけで考察されており、法人の中・長期計画が明確に示されていない。したがって、将来的に必要な人材の採用計画は作成されていない。園と法人とが連携し、将来を見据えた採用計画を作成することが望まれる。職員の定着対策としては、「職員が楽しんで保育する」ことをモットーに、働きやすい職場づくりに努めている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>これまでの年功序列型の人事管理体制から、人事考課による成果主義的な人事管理制度への移行を志向している。しかし、法人統一の動きとなっておらず、キャリアパスも構築されていないことから、総合的な人事管理体制の確立はたやすくはない。法人主導で、「キャリアパスの構築」、「人事考課制度の確立」、「目標管理制度の導入」を一つずつ完成させていくことが期待される。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント> 管理者の唱える「残業なし」、「持ち帰り仕事なし」が実現しており、有給休暇の取りづらさも感じられない。ワーク・ライフ・バランスに配慮して、子育て中の職員の短時間勤務や急な休暇にも対応している。その柔軟な対応によって、独身職員の負担増となることが無いよう、特に注意を払っている。職員は楽しんで保育しており、働きやすい職場環境は整っている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 年間3回、「自己評価チェックシート」を使い、職員が自らの保育を振り返っている。職員個々の育成のため、管理者がコメントを返しているが、記録として残しているのは「自己評価チェックシート」へのメモ書きに過ぎない。妥当な個人目標の設定（P）～進捗管理（D）～最終評価（C）～次回の目標設定（A）と繋がる仕組みを効果的に運用するためには、「目標管理シート（仮称）」を作成することが望ましい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント> 「全体的な保育の計画」に、職員研修の方向性は示しているが、法人としての研修体系が定まっていない。法人主導で、階層別研修や職種別研修、テーマ別研修等の研修体系を整備することが望まれる。その研修体系を基に法人の研修計画を作成し、その計画を補完するために園内研修の計画を作成されたい。「無認可」ゆえに制約があり、市が実施する研修のすべてに参加できるわけではない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p><コメント> 市が主催する研修に関しては、参加が認められる研修には積極的に参加している。外部からの研修案内は、管理者が回覧を回して参加を促したり、直接職員に参加の指示をしたりしている。職員の研修参加を円滑に行うため、勤務シフトの調整を行ったり、管理者が保育に入ったりして穴を埋めている。職員一人当たり、年間1～2回の研修受講を目標としている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ b ・ c
<p><コメント> 非該当 当該園にて保育実習を行っても、実習単位が認定されないため。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント> 法人形態がNPO（特定非営利活動法人）であることから、毎年県へ事業概要（事業計画、事業報告）や決算情報（財務諸表）を報告し、それらは閲覧に供されている。ホームページやパンフレットで情報発信しているが、掲載されている情報量は少ない。苦情の受け付けや対応した記録を公表する仕組みを検討されたい。</p>		

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 園における現金の管理方法は、小口現金制をとっている。現金出納（出勤、入金）の決裁権は管理者が有し、それを事務員がチェックしており、内部牽制は機能している。厳しい児童育成協会の監査が毎年行われているが、年を経るごとに指摘改善事項が減少傾向にある。県や市の監査では、特段の指摘・指導事項はない。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 0～2歳の子どもにとって、「生きる力を育てる」ためには地域との関わりも大きなファクターと言える。「全体的な保育の計画」や、今後作成されるであろう中・長期計画、単年度事業計画の中に地域交流や連携の基本的な方針を記載し、年齢別の指導計画に落とし込んでいくことが望ましい。実際には、地域貢献活動としての子育て支援事業等の取組みがある。		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ b ・ ㉑
<コメント> 夏休みに、大学生のボランティアが保育補助的に来訪したことはあるが、コロナ禍や保育室の面積的な制約もあって、積極的なボランティアの受入れには至っていない。ボランティアの受入れが職員採用に繋がることも稀ではなく、ボランティアの有効活用を職員間で検討することを期待したい。ボランティア受入れの意義や目的を盛り込んだマニュアルの作成も必要となる。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> さして事業所数が多い事業種別ではないため、市の子育て支援課や幼児保育課と密な連携を図って事業を推進してきた。しかし、行政機関においても企業主導型保育所の実態把握が十分でなく、「無認可」保育所であるが故に様々な制約がある。市が主催する保育所職員対象の研修に、思い通りに参加できないこともその一例である。これらの障壁を崩していくことを、今後の課題とされたい。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 利用する子どもの保護者に関しては、半数以上が法人職員であることから、日常的に保育ニーズの収集や把握が可能である。子育て支援事業として、毎週地域の未就園児親子を対象に「ほしっこサロン」を実施しており、参加した保護者から地域ニーズが汲み取られている。それらから、待機児童の問題や、一時預かり、レスパイト対応等のニーズを拾っている。		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 地域ニーズに応え、無認可の子育て支援活動「ほしっこサロン」を開催している。週1回の開催日には、未就園児親子が4～5組集まる。法人運営の「デリカフェどリーむ」には、保護者の意見交換の場となっており、地域からの利用も増えてきている。外部から見える場所にAED設置の貼紙を掲示し、地域に案内している。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育については、「基本理念」や「保育方針」、「全体的な保育の計画」に記載されている。外国籍の子どもに母国語で朝の挨拶をする職員の姿を通して、保護者や子どもたちにも一人ひとりの子どもを尊重していることを伝えている。さらに職員理解を深めるため、計画的な研修を予定している。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>虐待防止等の子どもの権利擁護に関するマニュアルとして「虐待対応マニュアル」や「秘密保持規程」がある。入園説明会で子どものプライバシー保護について説明し、保護者から同意書を得ている。着替えの際はシートで囲って外部から見えないようにしたり、名札をつけない等の実施もしているが、基本となる子どものプライバシー保護に関するマニュアルが作成されていない。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な情報はホームページで公開され、リーフレットを市役所に設置している。企業主導型保育園という特性上、入園時期が一定ではないため、見学希望、入園説明等は個別に管理者、主任が行っている。リーフレット情報の見直しは管理者が行い、法人に意見を上げていく仕組みができています。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>入園時期が一定ではないため、入園時に「重要事項説明書」や「入園のしおり」等を使用して、管理者から保護者に個別に説明し、理解、同意を得ている。特別な配慮が必要な保護者への説明についてはその都度対応し、問題は発生していない。今後は、管理者や主任以外でも確実に対応ができるよう、ルール化することを検討している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳になると、子どもは地元の保育園や幼稚園に入園するが、児童育成協会の規約上、子どもの情報を外部提出することができないため、転園児については情報を送っていない。子どもの保育の継続という観点からは情報共有、情報移行が望まれるが、現状は難しい。保育が終了した後も、相談を受ける体制は整えられており、今後は保護者に文書で伝達することを検討している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者満足度の把握は、送迎時の会話や行事後の保護者会での意見交換、年に1度のアンケート調査等で行われている。子どもの数が少なく、保護者からの意見は把握しやすい状況であり、毎朝のミーティングや月1回のミーティング等で共有されている。保護者との毎日の会話は充実しているが、さらに満足度を高めるため、保護者懇談会や個別面談の機会を設けることを計画している。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整えられており、内容は「重要事項説明書」に記載されている。今までに苦情はないため、職員の周知は「重要事項説明書」の配付のみに終わっている。苦情解決の仕組みや流れ、記録様式、保護者へのフードバック等を含め、職員周知の取組みが望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>相談をしにくそうな保護者には職員から声をかけ、別室や時間調整をして保護者の相談に乗る体制、場所の確保ができています。「入園のしおり」には、家庭との連絡事項に問い合わせの記述があるが、はっきりとした「相談」の記述ではなく、相談方法や相談相手を選択できる旨の記載もない。記載内容についての検討を期待したい。</p>				
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見は、毎朝のミーティングや月1回のミーティング等で情報共有し、対応策の検討も行っている。マニュアルに記載されている内容については、研修や勉強会での周知は行われておらず、マニュアル自体の見直しもされていない。これまでは相談の記録を残していなかったため、今回新たに様式を作成し、記録に残す取組みを始めている。</p>				
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。				
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>「事故防止マニュアル」、「事故対応マニュアル」が整備され、「ヒヤリハット報告」、「事故報告書」がデータ入力で記録されている。事故報告については「連絡ノート」にも記入し、毎朝出勤時に全職員が確認して情報共有している。「ヒヤリハット報告」は、毎朝のミーティングで口頭報告して情報共有している。リスクマネジメント委員会の設置は、今後、法人に設立依頼をしていく予定である。</p>				
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>感染症予防や対応については、コロナウイルス下であるため「愛知県ガイドライン」に基づき、職員全員で話し合いを行って共通理解に努めている。新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症の発症が確認された場合には「コドモン」で保護者に情報を配信している。保育室では、換気とともに加湿器で希釈した除菌水を噴霧し、感染予防に努めている。</p>				
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>「災害時対応マニュアル」があり、毎月避難訓練も行われている。階段を下りて避難しなくてはならないという園舎の立地状況があり、職員の避難を伴う災害への危機意識が高い。併設されている同じ法人の学童保育や放課後等デイサービスの職員と連携をとり、避難訓練も工夫して行っている。避難後の保育を考慮し、避難バッグに必要なものを用意している。</p>				

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法が記載されている「保育マニュアル」があり、全職員に配付されている。子どもの姿に関する情報共有はミーティングで行われ、職員間で子どもへの対応が異ならないように意識している。ミーティングの内容は議事録に記録され、後日の確認が可能である。「保育マニュアル」の内容については技術面での記載が多く、十分とは言えない。保育の基盤となる内容の記載について検討を要す。</p>				

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 指導計画については見直しをし、変更をする仕組みができています。標準的な実施方法の内容についての周知が十分とは言えないため、記載内容の検討を含め、見直しをする仕組み作りも望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 法人作成の「アセスメント表」を基に、管理者と担任が入園面接を行い、子どもの状態、保護者のニーズに沿って個別の指導計画を立案している。0歳児は、給食会議で栄養士、調理員との意見交換を行い、指導計画に反映させているが、その他については、その都度必要に応じて職員会議で検討している。外部の関係者を含め、園の職員以外の関係者との協議の場を増やしていく意向である。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 指導計画の変更については、毎朝のミーティングで情報共有している。指導計画の評価・見直しは、職員各自の価値判断で行われており、組織的な手順や仕組みは整えられていない。職員数も多くはないため、手順や仕組みがなくても情報共有ができていたことは園の特性であり利点ではあるが、職員としての意識を高めるための基準作りについても検討することが望ましい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 保育の実施状況は、個別の指導計画や個別ファイルに記録されている。個別の指導計画は、データと紙面で保管し、個別ファイルは紙面で回覧し、併せて「職員連絡ノート」や「回覧版」、ミーティング等で情報共有している。子どもの発達状況については、個別での把握に留まっており、今後は統一した様式を活用し、子どもの発達状況を把握するよう改善することを計画している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの記録の保存、管理、廃棄のルールについては、「入園のしおり」で保護者に説明し理解を得ている。職員には入社時の法人研修で周知し、子どもに関する記録は、管理者を責任者として鍵をかけて保管をしている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育理念や保育方針、保育目標に基づいて「全体的な保育の計画」が作成されている。毎年、管理者が見直しを行っているが、職員の意見を反映させるための仕組みとはなっていない。評価反省欄を加え、職員の意見を反映させる動きとなっており、PDCAサイクルに沿って「全体的な保育の計画」が編成されることとなる。保育時間や長時間保育の内容、地域との連携についての記載も望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>温度計や湿度計、アラーム付きの空気清浄器、加湿器の設置に加え、毎日の玩具の消毒や月に1度の業者による室内消毒等、衛生面では徹底した管理が行われている。子どもが口に入れると危険なマグネット類、玩具の大きさ等に意識を向けて環境設定している。生活と遊びの場を別にしてたりプレイマットを敷いたりして、子どもが落ち着いて生活できるように工夫している。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの「自分でやりたい」気持ちを大切に、時間や場所の確保、職員間の連携等、職員ができることは可能な限り対応し、子ども中心の保育を心がけている。とっさに否定的な言葉が出たり、子どもの動きを制止させてしまう言葉を発する場面も見受けられるが、職員が時間的にも、精神的にも余裕を持つことを、職員の課題として取り組んでいる。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育所保育指針」の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基に、0歳から積み上げていくべき事項を園内で話し合い、共有して取り組んでいる。家庭での生活状況や年齢によって目標を定め、子どもが自ら取り組めるような言葉掛けをすることで、子どもの気持ちの変化が態度や行動に現れてきている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが自分の遊びたい玩具を自分で出せるように環境設定し、自然に触れる機会については、基本的には散歩の目的地を子どもと話し合っ決めて等、子ども中心の保育を心がけている。園の前にある公園では定期的に朝市が立つことから、子どもが職員と一緒に買い物をしたり、ゲートボールを行っているお年寄りや挨拶を交わす等、地域との交流も頻繁に行われている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが安心して生活できるように、担当保育士を決めて保育している。子どもの月齢に幅があり、発達が一定ではなかったり、入園初期には情緒が不安定になって泣く子どもがいると、それにつられて泣き出す子どもが出る等、保育する上での難しさを感じる場面も多い。試行錯誤しつつも最善の保育となるよう務めており、保護者からの意見も有効に活用されている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>1歳児、2歳児ともに複数担任で保育し、担任同士が目的や安全面、援助等、保育について話し合っ保育にあたっている。探索活動については、危険がなければ石や虫も環境として捉え、子どもに共感するようにしている。イヤイヤ期を迎えている子どもには受け止めることを大切に、無理強いをしない、選択できるようにする等の基本姿勢をもって関わっている。法人内の他事業所の職員と交流を持つ計画もある。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a) ・ b ・ c
<コメント> 子どもの育ちについての相談を受け、医療機関についての情報提供をした事例はあるが、現在は該当する子どもは在籍していない。キャリアアップ研修で障害児に関する研修を受講した職員が、他の職員への伝達研修を行っている。ミーティングでケース検討を行って情報共有したり、クールダウンルームを整備する等の取り組みを行っている。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ b) ・ c
<コメント> 早朝や夕方以降、保育人数が日々異なるため、その都度年齢別や異年齢等、保育形態を工夫して保育している。その時の子どもたちの年齢構成に合わせ、設定する玩具を変えている。職員間の引継ぎは「連絡ノート」を通して行っている。デイリープログラムには延長保育の設定があり、18時にはおやつを提供している。長時間保育の指導計画を作成し、計画的に保育を行うことが望まれる。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ b) ・ c
<コメント> 子どもの健康状態は登降園時の保護者との会話、保護者提出の「健康状況票」で把握し、ミーティングで情報共有している。健康診断や歯科健診等は行われているが、保健計画は作成されていない。健康に関する保育を提供するためにも、保健計画の作成が望まれる。子どもが低年齢であるため、体調観察や検温をこまめに行い、ケガや体調変化の際には、写真を添えて保護者と連絡を取っている。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a) ・ b ・ c
<コメント> 健康診断、歯科健診の結果は「コドモン」を活用するとともに、口頭でも保護者に伝えている。健診結果を踏まえ、保護者、調理員とも相談して給食の形態を変更した事例や、皮膚の弱い子どもには保育中にこまめに口の周りを拭くようにした事例等、受診結果を可能な範囲で保育に反映させている。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a) ・ b ・ c
<コメント> 保護者記入の「生活管理指導」や医師の診断書を基に、保護者と管理者、担任とで面談し、アレルギー除去食を提供している。職員にはミーティングや「連絡ノート」で情報共有している。キャリアアップ研修でアレルギーに関する研修を受講した職員による伝達研修を行い、救命救急講習の際にはエピペン使用研修等を行っている。保護者へは「入園のしおり」を通してアレルギー対応について説明している。		

A-1-(4) 食育、食の安全			
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	①	・ b ・ c
<コメント> 子どもに食事を楽しんでもらうために、様々な工夫がある。気候が良い時を見計らって園庭にブルーシートを敷き、ピクニック気分で昼食を摂っている。季節の行事に困んだメニューを用意し、雛祭りの時期にはちらし寿司と吸い物の中には星形の麩が入る。お別れ会では、子どもに人気の唐揚げや海老フライが盛りつけられ、レストランの「お子様プレート」を思い起こさせる。			
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a	・ ② ・ c
<コメント> 離乳食から普通食へと、食事形態が大きく変わっていく年齢であり、子ども一人ひとりの発育状態や気分、体調等を十分に把握した上で食事を提供している。毎月給食会議が開催され、献立やおやつを検討を行っている。残食の記録をとり、残食の多かった献立に関しては、給食会議での改善課題（味付け、量、調理方法、形態等）として検討することが望ましい。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	①	・ b ・ c
<コメント> コドモンの活用に加え、定員18名と子どもの数が少ないことから、朝夕の登降園時に保護者と口頭によるコミュニケーションが図られている。コロナウイルスへの感染防止の観点から、保育参観を地域の公園で行って保護者から好評を得た。毎月発行される「ひよこだより」に管理者が自らの考えを掲載し、保護者に対して園運営への理解を促している。			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a	・ ② ・ c
<コメント> 送迎時に保護者から子育ての悩み等の相談を受け、担当が答えられない場合には主任や管理者が対応している。個別の面談希望にも対応し、相談の内容によっては、他の視線が届かないコンテナ面談室や昼間は使用されていない放課後等デイサービスの教室を利用している。課題としては、送迎時の口頭での相談内容を記録に残す仕組みが構築されていないことである。			
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	①	・ b ・ c
<コメント> 家庭での虐待等権利侵害に加え、職員による幼児虐待に関してもマニュアルを用意して未然防止に努めている。職員は、虐待やネグレクト等の早期発見、早期対応を心がけ、様々な場面（登園時の様子、服装、身体のケガやあざ、家庭の様子のお話、音に対する委縮行動等々）でチェックを行っているが、これまでに虐待等権利侵害が疑われるケースは発生していない。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a	・ ② ・ c
<コメント> 年2回、職員は「自己評価チェックシート」を使って自らの保育を振り返っている。しかし、「自己評価チェックシート」の活用は、職員個々の資質の向上に限定されている。その結果を集計・分析し、園全体の課題を抽出して改善し、保育の質の向上に繋がりたい。			